

第69回（令和7年度第3回）契約監視委員会 議事概要

契約監視委員会事務局

1. 日時

令和8年2月27日（金）9：30～12：00

2. 場所

航空会館ビジネスフォーラム 7階 701号室/702号室

3. 出席者

委員長	石田 恵美	弁護士／公認会計士	
委員	野村 修也	中央大学法科大学院 教授／弁護士	
委員	山本 泉	元会計検査院第2局長	
委員	小島 吉晴	弁護士	
委員	大久保 浩	日本原子力研究開発機構	監事
委員	関口 美奈	日本原子力研究開発機構	監事
説明者 (事務局)	上田 光幸	日本原子力研究開発機構	理事
	松本 尚也	日本原子力研究開発機構	財務契約部長
	近藤 亮平	日本原子力研究開発機構	財務契約部次長
	小橋 厚司	日本原子力研究開発機構	財務契約部次長
	田端 理美子	日本原子力研究開発機構	企画調整課長
	篠田 典幸	日本原子力研究開発機構	監査室長
	片岡 史成	日本原子力研究開発機構	監査室主幹

オブザーバー	有林 浩二	文部科学省 研究開発局原子力課	課長
	滝沢 翔平	文部科学省 研究開発局原子力課	課長補佐

4. 議事概要

(1) 説明及び主な質疑

- ① 前回議事概要について
前回議事概要案は、原案どおり了承された。
- ② 前回委員会以降の状況について
事務局から現時点における契約等の改善に関する取り組み、第58～68回委員会の個別契約案件審議におけるご意見・対応状況等について説明し、審議の結果了承された。
- ③ 個別契約案件審議
令和7年5月～令和7年8月の契約事案の審査対象リストから各委員が抽出した6件について、以下のとおり審議が行われた。

○炉心挙動解析評価手法の実機適用性確認のための解析作業（A-1）関口委員

当日の議論内容	
委員	<ul style="list-style-type: none"> 本契約の予算は3年前に獲得したもので、物価や人件費、金利の上昇が加味されていない。現行規則の枠内での調整は難しいと考えられるが、現在の経済環境を踏まえた予定価格の設定が必要である。これらに対して説明責任を果たすためにはAI等を使ってデータを蓄積することが必要である。それでも応札者拡大につながらない場合には、随意契約への移行を検討し、交渉の余地を確保すること。
JAEA	<ul style="list-style-type: none"> 企業と意見交換等を行っており、物価や人件費、金利の上昇に加え、下請けからの突き上げが厳しく、金額が折り合わないという話を聞いている。今後、社会実情に合わせた積算方法や考え方の見直しが必要と考えている。

○324MHz クライストロンの購入（A-2）石田委員長

当日の議論内容	
委員	<ul style="list-style-type: none"> 入札仕様書に「相当品可」と記載されているものの、特定のメーカーの型番等が記載されており、その他のメーカーの製品での入札がしにくい状況に見える。現場は純正品以外の製品の導入に不安を抱くとは思いますが、メーカー等に既存設備との互換性や価格を問い合わせ、技術的整合性を確認した上で、応札者拡大に向けて努力すること。
JAEA	<ul style="list-style-type: none"> 海外メーカーの製品についても導入コスト等を調査し応札者拡大に向けて検討していく。

○浮標用部品の購入（A-3）小島委員

当日の議論内容	
委員	<ul style="list-style-type: none"> 本契約は代理店証明を根拠に随意契約としているが、契約相手先以外に同部品を扱う企業がないか確認し、存在する場合は一般競争入札を検討すること。 応札者の主張を鵜呑みにせず、それが事実であるか横串を入れて調査した上で判断すること。また必要に応じて各種法令の遵守状況についても確認し、公正かつ適正な取引を行うこと。
JAEA	<ul style="list-style-type: none"> 代理店証明を理由に随意契約とする案件については、不当な取引制限や法令違反がないか常に意識し確認を行っていく。

○グローブボックスの製作（B-1）大久保委員

当日の議論内容	
委員	<ul style="list-style-type: none"> 予定価格について、現在は最安値企業の見積書をベースに積算しているが、この積算方法は適正価格を把握する上で妥当であるといえるのか。過去に類似の調達がある場合等は、過去の実績価格等と比較した上で、より適切な積算方法を検討すること。安値だけを追求すると、入札不調に繋がったり、サプライチェーンの確保ができなくなる恐れがある。 価格交渉記録について、経緯を詳細に記録すべきである。スムーズに合意したのか、それとも合意に難航したのか不明である。複数回にわたって交渉したが進捗がなかった等、合意までの詳細なプロセスを記録すべきである。
JAEA	<ul style="list-style-type: none"> 予定価格について、より適切な価格を見抜くことができるスキルや能力を向上させつつ、仕組みを検討していく。 価格交渉記録のデータベースについて、今後AI化も含めてどのように充実させていくか、またそれをどう活用するか検討していく。

○南受電所特高受変電設備他点検整備作業（B-2）野村委員

当日の議論内容	
委員	<ul style="list-style-type: none"> 設備新設を行った企業の関連会社が長年一者応札となっており、ランニングコストで費用回収が行われている可能性がある。新設時はランニングコストを含めた総合的なコストを想定して価格交渉をすること。また類似業務が複数ある場合は、最も合理的な契約方法を模索すること。一括契約にすることで業界慣行を変える可能性もある。ただしランニングコストを

	含めると製作費の方が割高になる場合もあるため、十分に検討すること。
JAEA	・ 新設時はその後のメンテナンス費用を含めた総合的なコストを想定し、より合理的な契約方法を検討していく。

○核燃料物質の固体組成分析に向けた分析手順検討及び装置運転・保守に係る作業（B-3）山本委員

当日の議論内容	
委員	・ 低入札価格調査が形骸化しているといえる。体制表に経験年数や資格の有無、配置人数などが不足している点や人件費の根拠となる有効な賃金資料がなく、問題ないと判断した材料に欠けている。応札者が資料を提出し、問題なく履行できると言えば契約するという安易な調査になっているのではないか。
JAEA	・ 本件の契約相手先は長年機構との契約実績があり履行状況も良好だが、今後、より実効性のある低入札価格調査を実施していく。

(2) その他

次回委員会は、日程調整の上、令和8年6月頃に開催することとなった。

以 上

原子力機構における契約等の改善に関する取り組み

○「中間とりまとめ」において改善を明示的に記載された項目
 ●一委員会審議等において議論の中で指摘のあった改善項目
 下線は前回委員会以降の追加措置

大項目	中項目	従来の取組	自民党行革本部PT報告書を踏まえた改善方策	分科会の提案を踏まえた改善方策	措置状況	総括	No	三段表への追加・移行
契約 手続 関連 運	入札前 準備	○業務請負契約における受注者準備期間の確保(H22.1～) ○国の競争参加者資格も有効とする競争参加者資格の拡大(H24.4～) ○入札情報等のHP掲載(H22.1～)及びメールマガジンによる調達情報の配信(H25.10～)	○茨城県中小企業団体中央会HPへの機構情報掲載依頼(H28.3)	○入札までの準備期間を確保するため、年間発注計画(翌年度計画を含む)を策定し早期に機構HPに公表(28.8中に措置)	○発注計画 ・平成29年度計画 ・前年度より3ヶ月早め、一般競争入札及び公募の予定案件(1,000万円以上)を平成29年5月にホームページへ公表(件名、予定契約方式、作業期間、調達概要、入札公告予定時期、入札予定時期、納期(期間)等) ・平成30年度計画 ・年間役務契約等の計画を平成29年10月にホームページへ公表。物品購入等の計画を平成30年5月に公表 ・平成31年度計画 ・年間役務契約等の計画を平成30年11月にホームページへ公表。物品購入等の計画を平成31年4月に公表 ・令和2年度計画 ・年間役務契約等の計画を令和元年10月にホームページへ公表。物品購入等の計画を令和2年4月に公表 ・令和3年度計画 ・年間役務契約等の計画を令和2年10月ホームページへ公表。物品購入等の計画を令和3年4月に公表 ・令和4年度計画 ・年間役務契約等の計画を令和3年11月ホームページへ公表。物品購入等の計画を令和4年4月に公表 ・令和5年度計画 ・年間役務契約等の計画を令和4年11月ホームページへ公表。物品購入等の計画を令和5年3月に公表 ・令和6年度計画 ・調達予定契約(年間役務・物品購入等)を令和5年12月ホームページへ公表 ・令和7年度計画 ・調達予定契約(年間役務・物品購入等)を令和7年3月ホームページへ公表 ・応札者拡大に向けた新たな取組の一つとして、機構の入札に参加するための手順を分かり易く解説した「JAEA入札参入ガイド」を機構ホームページへ掲載(R元.10) URL:https://www.jaea.go.jp/for_company/supply/cp_guide/guide.pdf ●機構内各拠点への契約制度説明及びコストダウン啓蒙(H29.5～6、H30.6～7、R元.5～7)	・発注計画については、競争性確保に向けた取組として平成29年度から公表を続けており、企業からも「人材確保の厳しい状況にあるため、次年度の受注計画や要員体制の準備・確保に必要な情報である」などの意見をいただいております。本表の有効性を確認している。 一方、現在は契約の内容に応じて随意契約等の契約方式を活用しているため、応札者数や一者応札率、平均落札率といった数値上の大きな改善は限定的となってきた。 企業にとって入札までの準備期間を確保するために不可欠且つ有効な情報であるため、今後も継続して公表し、措置状況についても、三段表に移行し継続して報告することとする。	1-1-1	【発注計画公表】 三段表2-1-3へ追加
	予定価 格	○市場価格調査に資するため研究開発法人の購入機器価格をデータベース化のうえ共有(H24.2～) ○「精算条項特約付き契約」を導入し、履行完了後に原価を確認し精算を実施(H23.7～)	○落札率100%等の高落札率を回避するための予定価格設定方法の見直し(H28.2～)	○随意契約等、一者により毎年繰り返される契約案件について、履行実績確認が有効に働く仕組みを構築(H28年度中に措置) ○データベース化 ・人件費について、労務費単価調査を実施し、常駐役務契約の予定価格積算に反映(ただちに措置) ・物件費について、データベース化の更なる充実(ただちに措置) ○応札者を拡大するための改善 ・過去の契約案件を分類整理(購入、製作、役務等)し、応札者実績リストを作成のうえ周知(28.8中に措置) ・上記リストを契約請求箇所における見積徴収の参考とし、予算精度を向上させる(28.8中に措置)	○履行実績確認の仕組みの構築と確認 ・施設維持管理費削減のため、常駐役務契約等の業務内容等の点検と一斉見直し実施済(H28.10～12)実施結果についてとりまとめ報告 ○データベース化 ・常駐役務労務費単価設定(H29.2) ・他法人の購入機器価格のデータ蓄積を継続実施 ○応札者を拡大するための改善 ・3年分の応札者実績リストを作成し、請求箇所が活用できるよう周知(H28.8～)	・履行実績確認の仕組みの構築と確認について、契約担当課で不要な作業がないか確認するとともに、契約審査役による審査や確認を行っており、コストを正確に把握する仕組みが構築された。 ・データベース化については、昨今の労務費高騰に対応するため、企業から提出いただいた見積書をデータベース化し、機構全体で共有する取り組みを実施してきたが、活用状況は限定的となっている。 時世に合わせた請求予算額の設定および積算価格の算出に不可欠であるため、今後も継続してデータの蓄積及び活用を推進していく。 なお、措置状況についても、三段表に移行し継続して報告することとする。 ・応札者実績リストについて、応札者拡大を目的に請求担当部署と情報共有を行ってきており、積極的な声掛けも実施されているが、結果的に応札者拡大につながっていない状況である。 複数見積書を取得するために欠かせない情報であるため、今後も継続して周知していく。 なお、措置状況についても、三段表に移行し継続して報告することとする。	1-2-1 1-2-2	【データベース化】 三段表5-1-1へ追加
	入札手 続	○電子入札制度 ・本部の政府調達協定対象案件を対象(H24.1～) ・本部の随意契約基準額超の一般競争入札案件を対象(H25.1～) ・全事業所の政府調達協定対象案件を対象(H25.7～) ・全事業所の随意契約基準額超の一般競争入札案件を対象(H26.1～) ○原子力施設の工事契約のみに地域要件を設定 ○公告等期間の十分な確保(H22.1～) ・原則10日以上を14日以上 ・総合評価落札方式及び企画競争は原則20日以上 ○競争入札に参加可能な業者が一者に限られるような過度な仕様条件を禁止(H22.1～) ○分かりやすい仕様書作成に関する注意喚起(H24.11) ○複数年契約に関し、落札日から業務履行開始日まで約3週間の準備期間を設定(H22.1～) ○契約改善の一環として公共サービス改革(市場化テスト)による契約を実施(H24.4～)	○電子入札制度の拡充 ・業務請負契約を対象(H28.1～) ○複数者より参考見積を徴取することを注意喚起(H28.2～) ○公告等期間の拡充 ・14日→20日(H28.3～)	○工事契約における地域要件の撤廃又は緩和(28.8中に措置) ○応札者を拡大するため、企業アンケートを実施し、一者応札の要因を分析のうえ契約手続きを改善する(ただちに調査開始)	○工事契約における地域要件 ・平成28年8月の入札公告から原則撤廃(H28.8～) ○企業アンケートを実施 ・応礼しなかった企業へのアンケート調査開始(H28.6.30) ・平成28年12月末までのアンケート結果集計 ・平成28年度集計結果及びそれを踏まえた改善方策をホームページへ公表(H29.6.20) ・平成31年3月末までのアンケート結果集計 ・平成29.30年度集計結果及びそれを踏まえた改善方策をホームページへ公表(R元.8.20) ・令和元年3月末までのアンケート結果集計 ・令和元年度集計結果等をホームページへ公表(R2.4.30) ・令和2年3月末までのアンケート結果集計 ・令和2年度集計結果等をホームページへ公表(R3.4末) ・来年度以降も継続実施(令和3年度において、新規参入阻害要因の解消・軽減及び更なる競争性の向上に向けたアンケート設問の改善を実施、さらに企業側のアンケート回答における負担軽減策の検討を開始(R3.11～R4.3)) ・令和4年3月末までのアンケート結果集計 ・令和3年度集計結果等をホームページへ公表(R4.4末) ・令和5年3月末までのアンケート結果集計 ・令和4年度集計結果等をホームページへ公表(R5.4末) ・令和6年3月末までのアンケート結果集計 ・令和5年度集計結果等をホームページへ公表(R6.5末) ・令和7年3月末までのアンケート結果集計 ・令和6年度集計結果等をホームページへ公表(R7.5.16) ○企業アンケートの見直し ・新たな設問によりアンケートを実施(R4.5～)	・工事契約における地域要件について、これまで要件撤廃を継続して実施し、毎年他県からの応札が続いている状況である。 今後も他県からの入札が見込める状況であり、また原子力を扱う業者の減少によりさらに競争性の確保が必要であるため、引き続き実施していく。 ・企業アンケートについて、平成28年度から継続的に実施しており、技術要件の過度要求の改善や入札説明会の実施など企業からいただいた意見をもとに反映してきた。また、令和3年度に実施したアンケート設問の改善により、詳細な不参加理由を把握することができている。 企業の実態を把握し契約手続きをさらに改善していくため、体制を構築し、引き続き実施していく。 なお、措置状況についても、三段表に移行し継続して報告することとする。	1-3-1 1-3-2	【企業アンケート】 三段表6-1-5へ追加

原子力機構における契約等の改善に関する取り組み

○→「中間とりまとめ」において改善を明示的に記載された項目
 ●→委員会審議等において議論の中で指摘のあった改善項目
 下線は前回委員会以降の追加措置

大項目	中項目	従来の取組	自民党行革本部PT報告書を踏まえた改善方策	分科会の提案を踏まえた改善方策	措置状況	総括	No	三段表への追加・移行		
契約 手続 関連	入札手 続			<ul style="list-style-type: none"> ●「入札条件等点検表」を充実させ、発注単位の点検を行う(28.7中に措置) ●複数者より参考見積を取得することの更なる徹底(28.7中に措置) ●連続一者応札案件を分析し、随契も含めた合理的な契約手続に改める(H28年度中に措置) 	<ul style="list-style-type: none"> ●入札条件等点検表 ・入札条件・仕様書点検表の改訂・周知(H28.7.29) ●複数者参考見積 ・契約請求予算額の参考に徴取する見積書の取扱いを再周知(H28.7.13) ・参考見積書徴取に係る統一したルール「参考見積書徴取に係るガイドライン」を策定・周知(R2.11) ●連続一者応札案件を分析し、随契も含めた合理的な契約手続に改める ・平成29年度契約確定後、検討 ・平成29年度は各種改善取組み(H28.7～)の成果を確認 ・平成30年度から原則実施 ・一般競争入札から確認公募への移行実績(H30年度)について、契約請求部署が活用できるよう周知(R元.7～) ・一般競争入札から確認公募への移行実績(R元年度)について、契約請求部署が活用できるよう周知(R2.7～) ・一般競争入札から確認公募への移行実績(R2年度)について、契約請求部署が活用できるよう周知(R3.11～) ・一般競争入札から確認公募への移行実績(R3～5年度)について、契約請求部署が活用できるよう周知(R6.5～) ・一般競争入札から確認公募への移行実績(R6年度)について、契約請求部署が活用できるよう周知(R7.5～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・入札条件点検表について、本表を活用して適切な契約方式の選定および適切な入札条件となっているか等点検してきた。 ・適正な入札条件の設定確認に効果があることが確認できたため引き続き運用していく。 ・仕様書点検表について、本表を活用して項目の記載漏れや発注単位の適切性や請求予算額が適切に設定されているか等点検してきた。 ・適正な仕様書の作成に当たり記載漏れや条件等の設定等に効果があることが確認できたため引き続き運用していく。なお、AIによる仕様書のチェックを導入したことから当該チェック機能の有効性を確認するため当面、両者を平行して運用していく。 ・複数者参考見積の徴取について、複数徴取が可能な案件は徴取しており、辞退の場合は理由書を添付する等、運用は確実に定着した。 ・専門性や特殊性が高く、2年度以上継続して一者応札の状態が続いており、かつ競争環境が整う見込みがない契約案件については、契約審査委員会の審査を受け、確認公募に移行した。その結果は以下のとおり。 ・平成30年度：14件 ・令和元年度：18件 ・令和2年度：18件 ・令和3年度：63件 ・令和4年度：67件 ・令和5年度：24件 ・令和6年度：24件 	1-4-1			
								1-4-2		
									1-4-3	
									1-4-4	
審査機 能	<ul style="list-style-type: none"> ○契約審査委員会による審査拡大 ・500万円以上の随意契約全件の審査(H20.4～) ・一般競争入札の全件審査(H22.1～) ○予定価格算定審査 ・5000万円以上の案件について積算書及び査定書を審査(H17.10～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○仕様書等に関し、「入札条件点検表」に基づく総点検を実施(H28.2～) ○予定価格算定審査の拡充 ・関係法人が応札見込の1000万円以上の案件について積算書及び査定書を審査(H28.4～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○契約審査委員会に外部の人材を入れる等、契約審査を強化するとともに、契約監視委員会で契約審査の状況を点検(ただちに検討開始) ○競争的環境の存在の有無について請求箇所による精査及び契約審査委員会による審査を強化(ただちに検討開始) 	<ul style="list-style-type: none"> ○外部委員の起用 ・契約審査委員会の規定改正(H28.8.24) ・公募、応募者3名の面接審査(H28.9) ・外部委員(2名)委嘱(H28.10.31～H29.3.31) ・契約審査委員会・契約審査部会への外部委員参加(H28.11～) ○審査の強化 ・審査基準(案)の作成(H28.9)、確定(H28.12) ・契約審査委員会・契約審査部会への外部委員の増員(R5.4～) ・契約審査役の設置(R5.4～) ・審査管理課の新設(R6.11～) ●適正な入札・契約手続を促すための取組として、「契約手続に関する指摘対策ケースブック(請求箇所編)」を策定し、契約請求部署へ周知(R2.2)、「契約手続に関する指摘事項ケースブック(契約箇所編)」を策定し、契約担当者へ周知(R2.10) ●「契約手続に関する指摘対策ケースブック」策定後、新たに発生した契約審査委員会、契約監視委員会、会計検査等における指摘等の取り纏めを開始(R4.1～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部委員も含む契約審査委員会を設置することで、客観性と透明性の高い審査を実現してきた。また、当委員会からの指導もあり、外部委員を2名から4名に増員した。さらに、契約審査役による予定価格の審査や確認に加え、助言の仕組みが定着し、審査の強化に貢献している。 	1-5-1				
警備契 約	<ul style="list-style-type: none"> ○核物質防護上から特命随意契約にて実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○核物質防護秘密の拡散防止及び核物質防護警備における機能維持の確保を大前提に競争性ある契約へ移行(H28.2) ○業界団体等へ入札情報を提供のうえ当該団体の加盟企業へ周知依頼(H28.2) ・核物質防護に係る警備業務の公募広告を業界団体を通じて加盟企業へ周知依頼(H28.2) 	<ul style="list-style-type: none"> ●公募期間の延長や他の警備業者等、潜在的業者への働きかけ等、更なる競争性の確保に向けて一層の努力を行う(28.12中に措置) 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成29年度核物質防護警備業務の再検討 ・中央核物質防護委員会の下に、警備契約分科会を設置(H28.8.10)、公募要件・審査基準検討終了(H28.11) ・H28.12公募開始、 ・H29.1.18応募締切(複数の応募あり) ・H29.1.19～2.24技術審査実施(複数指名候補あり) ・H29.3.30～4.10指名競争入札 ・入札の結果、前回より年額で約9,170万円の低減が図られた。 ●令和2年度核物質防護警備契約 ・R元.9公募開始(6拠点) ・R元.10応募締切(もんじゅのみ複数応募あり) ・R元.10～11技術審査実施 ・R元.12もんじゅは指名競争入札実施。それ以外の拠点は1者のみの応募により随意契約。 ●令和5年度核物質防護警備契約 ・R4.7.28 契約審査委員会 ・R4.8.29 公募開始(6拠点) ・R4.9.28 応募締切 ・R4.10.11～R4.11.11 技術審査実施 ・R4.12～R5.1 人形峠は指名競争入札実施。それ以外の拠点は1者のみの応募により随意契約。 ●R8年度核物質防護警備契約 検討実施予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度の核物質防護警備契約についても、以下のとおり参加意向があり、競争性の確保に当たり一定の効果を確認した。 ・原子力科学研究所:3者 ・核燃料サイクル工学研究所:2者 ・大洗原子力工学研究所:2者 	1-6-1				
契約実 績の公 表	<ul style="list-style-type: none"> ○少額随意契約基準以上の契約内容の公表(H20.7～) ○関係法人との契約情報の公表(H23.7～) 									

原子力機構における契約等の改善に関する取り組み

○「中間とりまとめ」において改善を明示的に記載された項目
 ●一委員会審議等において議論の中で指摘のあった改善項目
 下線は前回委員会以降の追加措置

大項目	中項目	従来の取組	自民党行革本部PT報告書を踏まえた改善方策	分科会の提案を踏まえた改善方策	措置状況	総括	No	三段表への追加・移行
契約 手続 関連	関係法人との契約			○(平成29年度末まで) 関係法人と、競争性のない契約(一者入札、実質的に一者入札と同視できる関係法人のみの入札、随意契約等)は行わない関係法人との契約は、 ① 関係法人以外も応札しているなど、実質的な競争を経て関係法人が契約相手に選定される場合 ② 契約相手が関係法人に限られ、競争性の更なる向上に向けた各種取組を行ってもなお競争環境が整う見込みがない場合に 限るものとする 原子力機構は、①及び②の該当について契約監視委員会の審査を受けることとし、②についてはさらに確認公募を行った後でなければ契約できないこととする ○(平成30年度以降) 関係法人との契約(平成30年度以降にわたる複数年契約も含む。)は、上記①の場合に限るものとする ○将来的には、①の場合についても、関係法人との契約は行わないことも検討する	○契約審査の強化に含む ○平成30年度以降の契約については、改善方策に基づき、関係法人の状況を確認し実施(平成30年度期首より、関係法人に該当する法人はなし)	・関係法人との契約について、H27年度以降関係法人は以下とおり推移し、H30年度以降関係法人に当たる法人は0法人である。 ・平成27年度:17法人 ・平成28年度:9法人 ・平成29年度:4法人 ・平成30年度:0法人 ・令和元年度:0法人 ・令和2年度:0法人 ・令和3年度:0法人 ・令和4年度:0法人 ・令和5年度:0法人 ・令和6年度:0法人 今後も透明性確保のため、引き続き旧関係法人へのヒアリングを継続実施していく。 また、調査方法の改善も検討し、真に関係法人と位置付けられる企業がないことを厳格に確認していく。 なお、措置状況についても、三段表に移行し継続して報告することとする。	1-7-1	【関係法人モニタリング】 三段表3-1-1へ移行
	通報窓口	○機構内外からの各種告知制度(通報窓口は機構内) ・コンプライアンス全般 ・契約に関する談合関係 ・離職役職員(機構OB)からの不正取引行為関係 ・研究開発活動の不正行為関係 ・セクハラ・パワハラ関係 ・安全に関する提案関係		○機構内外からの通報の利便性及び秘匿性を向上するため、機構外に通報窓口を設置(ただちに措置) ○不正取引行為関係の通報は、離職役職員に関わらず全ての不正取引行為を対象とすることに変更(ただちに措置)	○外部通報窓口(弁護士)を設置(H28.9.1運用開始) ○不正取引行為報告・通報規程の改正(H28.8.30)	・外部通報窓口の設置について、内部不正の早期発見と是正のため、通報を受け付ける体制を構築してきた。また、談合や不正行為に該当するような事象が発生した場合は、公正取引委員会などに報告する体制を構築してきた。件数は以下のとおり。 ・平成31年度:1件 ・令和4年度:2件 ・令和6年度:2件 今後も以下の内容を引き続き実施していく。 ・財務契約部長から部内に訓示を展開することによる意識付け ・契約担当者において、不適切事案に関する定期的な意見交換を実施。 ・請求担当者において、eラーニングを受講することで、各人が事案を自分事として捉えられるよう促す。 ・規程、マニュアルについて、定期的なレビューを実施し、過去の不正取引事例等を反映し、最新化を図る。 ・「JAEA調達行動ポリシー」を制定し、請求部門も含めて機構全体でコンプライアンス重視の契約を進める。	2-1-1	
	外部からの情報提供	○外部からの提供情報を取り込む仕組みを導入(H24.4)		○コンプライアンス上の外部から提供情報は、通報制度に基づき適切に対応することを徹底(通報制度の充実)(ただちに措置)	○通報規程の改正(H28.8.30)			
関係法人 関連	再就職規制	○役職員の再就職あっせん及び在職中の就職活動の禁止等に関する規制を導入(H22.1)	○在職中の求職活動に対する規制を強化(H28.4) ・関係法人の役員等に就くことを目的とした求職活動の禁止 ○採用情報の把握(H28.4～) ・機構との契約法人に対し、機構で課長相当職以上の職経験者を採用決定した場合の報告を要請			・再就職規制について、透明性確保のため規定を制定し以下の取り組みを実施してきた。 ・関係法人の役員等に就くことを目的とした求職活動の禁止 ・機構の契約相手先に対し、機構で課長相当職以上の職経験者を採用決定した場合の報告を要請 今後も関係法人への再就職について透明性確保のため、引き続き実施していく。	3-1-1	
	利害関係者等との接触			○職務遂行の公正さに対する国民の信頼確保のため、利害関係者等との接触・記録・報告・公表に関するルールを制定(H28.8中に措置) ○機構は行動指針に基づき網羅保持に徹している点について取引業者等に周知徹底(H28.8中に措置) ○接触制限については、職員だけでなく役員も同様にすべき	○利害関係者との接触に係る対応を規定(H28.8.29施行) ○役員も対象とする規定に改正(H28.9.29) ○新たに以下の対応を図り、ホームページに公表(H28.8～) ・不正取引行為に関する外部通報窓口を設置 ・不正取引行為報告・通報規程の改正 ・利害関係者との接触に係る対応を規定	・利害関係者等との接触について、透明性の確保のため以下の取り組みを実施してきた。 ・利害関係者等と機構職員が契約手続きにおいて接触した場合に、接触記録を作成し四半期ごとにホームページに公表 ・機構外の方のための受付専用ブースをエントランスに設け、執務エリアへの立入制限の厳格化 今後も利害関係者等との接触について透明性確保のため、引き続き実施していく。	3-1-2	

原子力機構における契約等の改善に関する取り組み

「契約方法等の改善に関する中間とりまとめ」以降の自己評価を踏まえた改善方策と取組実績

- 「自己評価」を踏まえた対応方針に記載された項目
- 委員会での審議により追加した項目
- ◎「自己評価」を踏まえた対応方針に鑑みた新たな取り組み

※下線は前回委員会以降の追加措置

大項目	中項目	小項目	取組実績	No	四段表からの追加・移行
機構契約業務の改善に向けた情報共有	意見交換	○ 契約監視委員会委員と機構役員との意見交換	R3.8 以下項目について、契約監視委員会と日本原子力研究開発機構理事長等との意見交換を実施 ・原子力機構の経営方針の設定・展開 ・原子力機構のガバナンス改革 ・原子力機構の事業概要 ・機構における契約業務	1-1-1	
		○ 契約監視委員会委員と契約審査委員会委員（外部）との意見交換	R4.2 以下について、契約監視委員会と契約審査委員会との意見交換を実施 ・委員会における審査のポイント ・内部統制機能 ・契約の特殊性と競争性・透明性の確保	1-1-2	
		◎ 企業との意見交換	R6.11 以下について、契約に係る部署との意見交換会を実施 ・見積書の算定方法 ・機構との契約における懸念点	1-1-3	
競争性の更なる向上とコスト・業務の再検証	一者応札案件の分析等	○ 更なる競争性の確保のため、これまで一者応札となっていた契約について契約種別毎の傾向と要因を分析	～R6.3 一者応札改善のための請求部門向け知識普及活動を実施（下段にて別途記載）	2-1-1	
		○ 更なる競争性の向上のため、応札者拡大に向けた取り組みを実施	R7.9 「核物質防護等に係る警備契約」における応募者参加拡大に向けた取り組み 今回よりさらに積極的な働きかけを実施。 ・警備会社本社への働きかけ ・説明先の拡充 ・詳細な説明の実施 ・不参加理由のヒアリング	2-1-2	
			発注計画の公表 ・平成29年度計画 前年度より3ヶ月早め、一般競争入札及び公募の予定案件（1,000万円以上）を平成29年5月にホームページへ公表（件名、予定契約方式、作業期間、調達概要、入札公告予定時期、入札予定時期、納期（期間）等） ・平成30年度計画 年間役務契約等の計画を平成29年10月にホームページへ公表。物品購入等の計画を平成30年5月に公表 ・平成31年度計画 年間役務契約等の計画を平成30年11月にホームページへ公表。物品購入等の計画を平成31年4月に公表 ・令和2年度計画 年間役務契約等の計画を令和元年10月にホームページへ公表。物品購入等の計画を令和2年4月に公表 ・令和3年度計画 年間役務契約等の計画を令和2年10月ホームページへ公表。物品購入等の計画を令和3年4月に公表 ・令和4年度計画 年間役務契約等の計画を令和3年11月ホームページへ公表。物品購入等の計画を令和4年4月に公表 ・令和5年度計画 年間役務契約等の計画を令和4年11月ホームページへ公表。物品購入等の計画を令和5年3月に公表 ・令和6年度計画 調達予定契約（年間役務・物品購入等）を令和5年12月ホームページへ公表 ・令和7年度計画 調達予定契約（年間役務・物品購入等）を令和7年3月ホームページへ公表 ・応札者拡大に向けた新たな取組の一つとして、機構の入札に参加するための手順を分かり易く解説した「JAEA入札参入ガイド」を機構ホームページへ掲載（R元.10） URL: https://www.jaea.go.jp/for_company/supply/cp_guide/guide.pdf ●機構内各拠点への契約制度説明及びコストダウン啓蒙（H29.5～6、H30.6～7、R元.5～7）	2-1-3	【発注計画公表】 四段表1-1-1より追加

原子力機構における契約等の改善に関する取り組み

「契約方法等の改善に関する中間とりまとめ」以降の自己評価を踏まえた改善方策と取組実績

○「自己評価」を踏まえた対応方針に記載された項目

●委員会での審議により追加した項目

◎「自己評価」を踏まえた対応方針に鑑みた新たな取り組み

※下線は前回委員会以降の追加措置

大項目	中項目	小項目	取組実績	No	四段表からの追加・移行
	発注の妥当性確認等	○ 発注の妥当性確認及びコスト削減等を目的としたチェック機能「勘定奉行機能」を構築 ➤ 契約に係る課題全般に対する幹部同士の情報共有化	R3.11 研究開発6部門企画調整組織の長と契約部長との意見交換を実施 ～R3.12 R4.4～ 研究開発部門の幹部と契約部長との意見交換 ・各センターにおける契約部門への要求事項や契約部門とのコミュニケーションの必要性について確認、センター等との意見交換については、定期的実施予定 (実績) R4.4・・・J-PARCセンター 再処理廃止措置技術開発センター R4.6・・・人形峠環境技術センター R4.7・・・東濃地科学センター 研究炉加速器技術部 R4.8・・・青森研究開発センター R4.10・・・福島研究開発拠点 幌延深地層研究センター R4.11・・・プルトニウム燃料技術開発センター もんじゅ・ふげん ※上記、意見交換時に、契約実務担当者による現場視察も併せて実施 R5.4 研究開発部門の幹部と契約部長との意見交換 ・契約知識の普及活動を順次展開することについて報告、その他契約部への要求事項等の確認についても継続して実施 (実績) R5.4・・・J-PARCセンター R5.5・・・敦賀廃止措置実証本部 東濃地科学センター R5.6・・・青森研究開発センター 人形峠環境技術センター 幌延深地層研究センター 福島研究開発部門 核燃料サイクル工学研究所 R5.7・・・原子力科学研究所 R5.9・・・大洗研究所 R6.4～ 組織統合（財務契約部新設）を踏まえた研究開発拠点の幹部と契約部長との意見交換を実施 (実績) R6.5・・・原子力科学研究所 核燃料サイクル工学研究所 大洗研究所 敦賀廃止措置実証部門 東濃地科学センター R6.6・・・人形峠環境技術センター 福島廃炉安全工学研究所 R6.7・・・青森研究開発センター R6.8・・・幌延深地層研究センター	2-2-1	
		➤ 契約に係る競争性の確保、新規参入の可能性及びコスト削減効果を期待した随意契約への移行等に対する実務担当者によるヒアリング	R3.11 令和3年度に契約締結した継続案件及び令和4年度契約請求計画表の中から抽出した案件を対象に契約請求ヒアリングを実施（件数：57件） ～R3.12 R4.3 令和4年度契約請求計画表の中から抽出した案件を対象に契約請求ヒアリングを実施（件数：19件） ～R4.4 ・契約の一本化や応札者拡大に向けた取組に対する検討を開始 R4.11 令和5年度契約請求計画表の中から抽出した案件を対象に契約請求ヒアリングを実施（件数：56件） R5.4 令和5年度契約請求計画表の中から抽出した案件を対象に契約請求ヒアリングを実施（件数：19件） R5.12～ 令和6年度契約請求案件を中心に契約請求ヒアリングを実施 →組織改正後は、各担当が仕様の初期段階から加わる体制が構築され、日常業務の中でヒアリングを実施	2-2-2	

原子力機構における契約等の改善に関する取り組み

「契約方法等の改善に関する中間とりまとめ」以降の自己評価を踏まえた改善方策と取組実績

○「自己評価」を踏まえた対応方針に記載された項目

●委員会での審議により追加した項目

◎「自己評価」を踏まえた対応方針に鑑みた新たな取り組み

※下線は前回委員会以降の追加措置

大項目	中項目	小項目	取組実績	No	四段表からの追加・移行
	手続きの効率化等	○ コスト削減を目的とした現場の手続きの効率化	<p>R7.1～ 事務手続きの合理化に向けた拠点職員との意見交換</p> <p>・現場における財務・契約手続きに係る事務手続きの合理化に向けた財務契約部への要求事項等の確認について実施。 (実績) R7.1・・・原子力科学研究所 核燃料サイクル工学研究所 R7.2・・・大洗研究所 人形峠環境研究センター R7.3・・・新型転換炉原型炉ふげん 高速増殖原型炉もんじゅ</p> <p>R7.1～ コーポレート組織と現場との連携</p> <p>・現場における適切な契約履行に向けた手続きに関し、財務契約部への要求事項等について、現地で確認を実施。 (実績) R6.11・・・大洗研究所、東濃地科学センター R6.12・・・大洗研究所、敦賀事業本部 R7.1・・・大洗研究所、 R7.2・・・大洗研究所、人形峠環境研究センター R7.3・・・大洗研究所、東濃地科学センター、 敦賀事業本部、福島廃炉安全工学研究所、 R7.4・・・敦賀事業本部、福島廃炉安全工学研究所</p>	2-3-1	
		◎ 契約に係る競争性の確保に向けた分析	<p>R7.4 一般競争入札等における公告期間の短縮</p> <p>公告期間と機構の応札状況の関連性を分析し、公告期間の短縮によらず競争性が確保されていることを確認。</p>	2-3-2	
	契約知識の普及活動	◎ 研究開発部門に対する契約知識の普及活動 (機構の調達機能向上に向け、JAEA全体で取り組む活動：ラージ (Large) 契約部)	<p>R5.4 研究開発部門に対し、様々な契約知識の普及活動を開始</p> <p>①契約請求ガイドライン ②参考見積徴取に係るガイドライン →一者応札改善のための応札者実績リスト等、企業発掘に活用できる資料の周知を含む ③データベースの充実化 ④契約条項ガイドブック →1更新1章とし、計7章にわたって請求部門に知識普及活動を社内イントラで展開</p> <p>(実績) R5.5・・・J-PARCセンター R5.6・・・敦賀廃止措置実証本部 東濃地科学センター 青森研究開発センター 人形峠環境技術センター 幌延深地層研究センター 福島研究開発部門 R5.7・・・核燃料サイクル工学研究所 R5.8・・・システム科学計算センター 核不拡散・核セキュリティ総合支援センター R5.9・・・原子力科学研究所 R5.12・・・大洗研究所</p> <p>～R6.3 R6.7月以降に組織改正が予定されていることから、組織改正後に本格始動の予定</p> <p>R6.7 コンプライアンス遵守の徹底のため、各ガイドラインを改訂し、再周知</p> <p>応札者実績リスト</p> <p>・応札者実績リストを作成し、請求箇所が活用できるよう周知</p>	2-4-1	【応札者実績リスト】 四段表1-2-3より追加

原子力機構における契約等の改善に関する取り組み

「契約方法等の改善に関する中間とりまとめ」以降の自己評価を踏まえた改善方策と取組実績

○「自己評価」を踏まえた対応方針に記載された項目

●委員会での審議により追加した項目

◎「自己評価」を踏まえた対応方針に鑑みた新たな取り組み

※下線は前回委員会以降の追加措置

大項目	中項目	小項目	取組実績	No	四段表からの追加・移行
	切り分け検証	○ 専門性を有しない一般的な業務を切り分けて発注する取組の有効性を検証	R3.10 R4.5～R4.8 東海地区及び大洗地区を最重要検討拠点とし、切り分けの実現に向けて契約担当課が精査し、対象とする案件を選定した上で、請求部署との協働により検証作業を実施（検証対象） ・業務請負契約のうち、一般競争全件 ・スポット役務のうち、同一企業の1者応札案件（対象案件） ・切り分け対象案件125件のうち、17件を切り分け実施 R5.12 これまでの切り分け実績から、切り分けの有効性等の傾向分析を実施 ～R6.5 契約請求のあったR6契約について検証を行った結果、切り分け可能な契約は0件。今後も継続してヒアリングを実施。	2-5-1	
	競争入札案件及び確認公募案件の検証	○ 確認公募へ移行した契約の公平性、透明性の確保に向けた取組の検討 ○ 連続一者応札が継続し、一般競争入札ではコスト削減が見込めないと判断された契約の契約方式の検証 ○ 確認公募へ移行した契約のコスト削減効果等の検証	毎月 契約審査部にて検証を実施 R4.10～R4.12 一般競争入札から確認公募に移行した案件のうち、契約金額500万円以上を対象に検証作業を実施	2-6-1	
	随意契約におけるコスト削減	◎ 契約手続の開始時点から、協議に積極的に関与	R6.11 R7.4より実施予定。 所長へ説明するとともに、現場からの契約部門への要望やコミュニケーションの必要性について共有（実績） R6.11・・・原科研、核サ研、敦賀 R6.12・・・大洗研	2-6-2	
旧関係法人との関係適正化	モニタリング調査	○ 機構OBが在籍する法人のモニタリング	R3.11 旧関係法人（17法人）の適正性（資本関係の有無等）についてモニタリングを実施 R4.8 旧関係法人（17法人）の適正性についてモニタリングを実施 ・機構との取引高 ・機構OBの役員への再就職（親会社含む） R5.8 旧関係法人（17法人）の適正性についてモニタリングを実施し、17法人すべてが関係法人に該当していないことを確認 ・機構との取引高 ・機構OBの役員への再就職（親会社含む） R6.8 旧関係法人（17法人）の適正性についてモニタリングを実施し、17法人すべてが関係法人に該当していないことを確認 ・機構との取引高 ・機構OBの役員への再就職（親会社含む） R7.8 旧関係法人の推移 旧関係法人（17法人）の適正性についてモニタリングを実施し、17法人すべてが関係法人に該当していないことを確認 ・機構との取引高 ・機構OBの役員への再就職（親会社含む）	3-1-1	【関係法人モニタリング】 四段表1-7-1より移行
機構契約業務に係る内部統制機能の強化	組織改正	◎ 仕様検討に係る技術的議論へ初期段階から参画、現場と一体となったワンズルー対応	R5.7 契約種別毎の課編成の見直し 改正前：契約調整課 契約第1課・2課・3課 改正後：契約調整課 事業契約第1課 事業契約第2課 プロジェクト契約課 →請求現場に駐在し、現場と一体となった手続を実施	4-1-1	
		◎ 契約手続に係る業務の責任の明確化及び将来的な人員削減に向けた対応	R5.10～ 拠点調達機能を本部契約部に集約化するための検討を開始 →R6.4月に福島、東濃、幌延を集約予定 →R6.7月に敦賀、大洗、青森、人形峠を集約予定 R6.4 福島、東濃、幌延の集約完了 R6.11.1 財務契約部の発足 敦賀、大洗、青森、人形峠の集約完了	4-1-2	

原子力機構における契約等の改善に関する取り組み

「契約方法等の改善に関する中間とりまとめ」以降の自己評価を踏まえた改善方策と取組実績

○「自己評価」を踏まえた対応方針に記載された項目

●委員会での審議により追加した項目

◎「自己評価」を踏まえた対応方針に鑑みた新たな取り組み

※下線は前回委員会以降の追加措置

大項目	中項目	小項目	取組実績	No	四段表からの追加・移行
		◎ 予算執行に関する管理機能を強化するとともに、契約を事業推進における重要なファクトと捉え契約機能を強化する	<p>R6.1 契約業務と財務業務を一元化（機関決定済） 改正前：契約部 ・契約調整課 ・事業契約第1課 ・事業契約第2課 ・プロジェクト契約課 財務部 ・財務企画課 ・財務課 ・経理課 ・管財課 改正後：財務契約部（仮称）</p> <p>R6.7以降 決裁権限の見直しを実施予定</p> <p>R6.11.1 財務契約部の発足 ・企画調整課（統合：旧契約調整課、旧財務企画課） ・審査管理課（新設） ・財務課 ・経理課 ・管財課 ・事業契約第1課 ・事業契約第2課 ・事業契約第3課（新設） ・プロジェクト契約課</p>	4-1-3	
	人材育成戦略	◎ キャリアパスを含めた契約プロフェッショナルの育成	<p>R5.2 ・契約部における「人材育成指針」の策定 ・部内共通で設定した評価項目に基づき、個人毎に人材育成計画を設定・実行 ・全契約種別の経験蓄積（OJT） ・人事部と情報共有の上、中長期的な育成期間を確保し、人員の配置・キャリアパスを構築</p> <p>R6.5 海外事業統括部主催の契約法務に係る社内研修に参加</p> <p>R5.6～12 外部講習を積極的に受講 （実績） 9講座20名（受講者が講師となり部内展開）</p> <p>R6.2 （予定） 2講座4名</p> <p>R5.10～12 資格取得の奨励 （実績） 民間3資格取得 （課長級1名2資格、主査級1名1資格）</p> <p>R6.7～12 外部講習を積極的に受講、受講者は講習内容を部内展開 （実績） 7講座12名</p> <p>R7.4 意識改革と人材育成施策 コーポレート組織としての役割達成に向けた組織成果の向上のために、以下2点を実施。 ・実務経験の蓄積に向けた財務契約業務のワソオペレーション方式の導入及び部内・部外人材交流 ・専門知識の習得に向けた学習環境整備及び職員のモチベーション向上</p>	4-2-1	
IT化の推進		◎ 契約業務全体の電子化による効率性及び利便性の向上、契約手続におけるノウハウの共有化	<p>R4.2 契約業務を効率的かつ利便的に行いつつ、ペーパーレスや契約実務のノウハウの活用と業務品質の向上を目的とした新たなシステム導入の検討を開始 ・電子決裁処理システム ・電子保存システム ・電子契約システム</p> <p>R5.8 研究開発法人における電子決裁処理システム及び電子保存システムの導入状況を調査</p> <p>R6.4 電子契約システム運用開始 電子保存システム運用開始</p> <p>R7.4 新電子決裁システム運用開始予定（契約手続きの電子化開始）</p> <p>R6.4 ノンコア業務のアウトソーシングが本格始動 電子契約システムの運用方法を動画（YouTube）で掲載</p> <p>R6.8 電子契約を行った件数はR6.7月末現在で220件（44%）</p> <p>R7.7 新電子決裁運用開始（契約手続きの電子化開始）</p>	5-1-1	

原子力機構における契約等の改善に関する取り組み

「契約方法等の改善に関する中間とりまとめ」以降の自己評価を踏まえた改善方策と取組実績

○「自己評価」を踏まえた対応方針に記載された項目

●委員会での審議により追加した項目

◎「自己評価」を踏まえた対応方針に鑑みた新たな取り組み

※下線は前回委員会以降の追加措置

大項目	中項目	小項目	取組実績	No	四段表からの追加・移行
			<p>R7.11 <u>契約手続きのDX化に関する現状と展望</u></p> <p><u>AI等による業務品質の向上を目的に、契約業務の効率化を促進するための検討を実施。</u></p> <p>・AIによる仕様書チェック ・AIによる市場価格調査</p> <p>R7.11 <u>業務効率化の実績</u></p> <p><u>契約業務効率化のために実施してきた取り組みを評価・分析し、今後の戦略へ活用していく。</u></p> <p>・電子決裁化 ・ノンコア業務のアウトソーシング ・調達業務の拠点集約</p> <p>データベース化</p> <p>・労務費高騰に対応するため、企業から提出いただいた見積書をデータベース化し、機構全体で共有。</p>		【データベース化】 四段表1-2-2より追加
社会情勢の影響等による改善		◎ 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の改正に伴う検討	R7.3 社会情勢の影響に係る契約改善の取組 ・政府調達契約における公告期間短縮	6-1-1	
		◎ 労務費単価の上昇に伴う取り組みの検討	R7.4 ・社会一般の賃金水準との整合を図ったR7年度の労務費単価の策定。	6-1-2	
		◎ 予算決算及び会計令の改正に伴う検討	R7.4 ・少額随意契約基準額の改定	6-1-3	
		◎ <u>調達における行動指針の検討</u>	R8.1 ・「JAEA調達行動ポリシー」の制定	6-1-4	
		◎ 企業からの意見・要望に対する検討	<p>応礼しなかった企業へのアンケート調査開始（H28.6.30）</p> <p>・平成28年12月末までのアンケート結果集計 ・平成28年度集計結果及びそれを踏まえた改善方策をホームページへ公表(H29.6.20) ・平成31年3月末までのアンケート結果集計 ・平成29,30年度集計結果及びそれを踏まえた改善方策をホームページへ公表(R元.8.20) ・令和元年3月末までのアンケート結果集計 令和元年度集計結果等をホームページへ公表（R2.4.30） ・令和2年3月末までのアンケート結果集計 令和2年度集計結果等をホームページへ公表（R3.4末） ・来年度以降も継続実施（令和3年度において、新規参入阻害要因の解消・軽減及び更なる競争性の向上に向けたアンケート設問の改善を実施、さらに企業側のアンケート回答における負担軽減策の検討を開始（R3.11～R4.3）） ・令和4年3月末までのアンケート結果集計 令和3年度集計結果等をホームページへ公表（R4.4末） ・令和5年3月末までのアンケート結果集計 令和4年度集計結果等をホームページへ公表（R5.4末） ・令和6年3月末までのアンケート結果集計 令和5年度集計結果等をホームページへ公表（R6.5末） ・令和7年3月末までのアンケート結果集計 令和6年度集計結果等をホームページへ公表（R7.5.16）</p> <p>○企業アンケートの見直し ・新たな設問によりアンケートを実施（R4.5～）</p>	6-1-5	【企業アンケート】 四段表1-3-2より追加

第58回以降の委員からのコメント一覧

グレーハッチング : 30項目 : 完了済
 黄ハッチング : 4項目 : 今回フォローアップ完了
 緑ハッチング : 3項目 : フォローアップ未完了
 オレンジハッチング : 8項目 : 対応未完了

No	指摘内容	委員	指摘回	対応完了	フォローアップ完了
1	特定企業への長期的発注	石田委員長、天野委員	第58回 (R4.6.8)	第61回 (R5.6.14)	第63回 (R6.2.28)
	部分最適化の契約（機器の設計・製作、その後の試験・維持管理）により、設計・製作段階は安く契約し、試験・維持管理で高い契約を結ぶ構造となり、結果としてトータルコストが高くなっていないか。また、研究開発業務を単年度で進めることは、合理性、経済性の観点で非効率であり、 成果・効果を生む長期的な方法 による契約で実施すべきである。				
2	意図的な低入札による契約の独占を防ぐ対策	野村委員	第58回 (R4.6.8)	第61回 (R5.6.14)	第63回 (R6.2.28)
	継続性のある契約で、詳細設計を受注した企業が 自社のみ対応可能な仕様にする ことで、 他社の参入を妨げていないか 、仕様の妥当性をチェックする仕組みを検討すること。				
3	特命により契約した企業の管理	野村委員	第58回 (R4.6.8)	第61回 (R5.6.14)	第63回 (R6.2.28)
	特命随契による安心感から緊張感が緩むことがないよう機構による受注企業の管理を徹底すること。また、不正防止の観点から、企業をローテーションさせることであらゆる面でクリーンになることもある。対応可能な企業を複数社探すことで企業の緊張感も変わるはず。 企業へ緊張感を持たせるための仕組み を考えてほしい。				
4	価格交渉力の向上	野村委員	第58回 (R4.6.8)	第61回 (R5.6.14)	第63回 (R6.2.28)
	予算ありきの出来レースが続く価格交渉は意味がないため、 請求元も含めた価格交渉の仕方やノウハウの蓄積について検討 すると同時に、随契による価格交渉の意味をしっかりと考えてほしい。				
5	入札実施回数ルール明確化	幕田委員	第58回 (R4.6.8)	第61回 (R5.6.14)	第66回 (R7.2.6)
	他社が辞退し実質的に一者応札となった入札において、入札回数が3回を超える場合、競争入札から不落随契による価格交渉へ移行するべきである。秋のレビューを踏まえた対応（自己評価の対応方針）が生かされていない。 入札回数4回目以降の考え方を整理 すること。				
6	価格交渉記録の検証と共有化	石田委員長、幕田委員	第58回 (R4.6.8)	第61回 (R5.6.14)	第63回 (R6.2.28)
	価格交渉記録に具体的な経緯や手法が示されていないため、 実態にあった記載を検討 するとともに、価格交渉記録のデータ整理を行い契約種別毎に検証を実施し、 価格交渉の実態を把握 すること。さらに価格交渉記録に関するデータは 契約実務担当者への共有を図る こと。				
7	高落札率案件の分析	幕田委員	第58回 (R4.6.8)	第65回 (R6.9.25)	第66回 (R7.2.6)
	高落札率の改善に向けた検証として、 努力が足りない案件（競争が期待できる案件） 、 努力が通じない案件（競争環境が整わない案件） の仕分けを行い、分野や契約種別毎に分析を行うこと。				

第58回以降の委員からのコメント一覧

グレーハッチング : 30項目 : 完了済
 黄ハッチング : 4項目 : 今回フォローアップ完了
 緑ハッチング : 3項目 : フォローアップ未完了
 オレンジハッチング : 8項目 : 対応未完了

No	指摘内容	委員	指摘回	対応完了	フォローアップ完了
8	入札条件の適用	山本委員	第58回 (R4.6.8)	第60回 (R5.1.27)	第63回 (R6.2.28)
<p>「原子力施設におけるXXを有していること」の条件に必ずしもこだわる必要はないのではないか。安全サイドに立てば必要であることは承知、しかし、競争性を高めるためには改善は必要。</p>					
9	機密保持に係る契約の切り分け	野村委員	第58回 (R4.6.8)	第62回 (R5.9.27)	第64回 (R6.6.12)
<p>機密保持に係る契約の中にも業務の切り分けにより、競争環境が整う場合は競争入札に付すことの検討を行うべきである。</p>					
10	応札者拡大に向けた新たなアイデア	野村委員	第59回 (R4.9.21)	第65回 (R6.9.25)	
<p>一般的内容の契約であっても原子力に関わる契約であることが要因となり、応札者拡大になかなか結びつかない現状にある。一例として、自治体等との協力の下、新たな発想による契約を実施するなどの検討が必要である。</p>					
11	入札条件の緩和	幕田委員	第59回 (R4.9.21)	第61回 (R5.6.14)	第63回 (R6.2.28)
<p>新規参入の阻害要素となるような入札条件が結果として一者応札につながっている。透明性の確保及び応札者拡大の観点から入札条件の緩和が必要である。</p>					
12	予定価格設定の考え方	熊谷委員	第59回 (R4.9.21)	第62回 (R5.9.27)	第64回 (R6.6.12)
<p>材料費の高騰を見越して設定した予定価格の設定に係る考え方を整理すること。</p>					
13	参入障壁改善に向けた対応	石田委員長、関口委員	第59回 (R4.9.21)	第62回 (R5.9.27)	第64回 (R6.6.12)
<p>過去の実績を請求予算額（低価格）に設定せず、契約の現状を踏まえた適正な請求予算額とすることについて検討する。また、予定価格の決定に際しても実績価格を反映するかどうか十分な検討が必要である。</p>					
14	価格交渉におけるルール明確化	山本委員、熊谷委員	第59回 (R4.9.21)	第62回 (R5.9.27)	第65回 (R6.9.25)
<p>随意契約における価格交渉について、交渉回数のルールを明確にするとともに、各種単価毎に交渉するなど緻密な対応が必要である。</p>					

第58回以降の委員からのコメント一覧

グレーハッチング : 30項目 : 完了済
 黄ハッチング : 4項目 : 今回フォローアップ完了
 緑ハッチング : 3項目 : フォローアップ未完了
 オレンジハッチング : 8項目 : 対応未完了

No	指摘内容	委員	指摘回	対応完了	フォローアップ完了
15	継続した作業が必要になる契約における初期段階の工夫	石田委員長	第60回 (R5.1.27)	第61回 (R5.6.14)	第63回 (R6.2.28)
	点検作業については、設備を導入した時点でその後の点検を実施する企業が限定されることから、 発注時の工夫が必要 である。				
16	応札を辞退した企業へのヒアリング	関口委員	第60回 (R5.1.27)	第62回 (R5.9.27)	第64回 (R6.6.12)
	応札を辞退した企業に対し、 辞退理由等についてヒアリングを実施 し、今後の入札の参考にすべきである。				
17	受注可能な企業の発掘	野村委員	第60回 (R5.1.27)	第61回 (R5.6.14)	第63回 (R6.2.28)
	思い込みによる企業選定にならないよう、 幅広く見積を徴取し、受注可能な企業の発掘を行うこと が必要である。				
18	予算の管理	野村委員、山本委員、熊谷委員	第60回 (R5.1.27)	第61回 (R5.6.14)	第63回 (R6.2.28)
	研究の必要性や価格の妥当性について、厳格なマネジメントを行い、 真に必要な予算を正確に把握 すべきである。また、世間一般の相場観を確認するなど、 価格に対する感度 をあげて価格交渉に臨むべきである。				
19	特命により契約する企業との価格交渉	幕田委員	第60回 (R5.1.27)	第61回 (R5.6.14)	第63回 (R6.2.28)
	特命による随意契約であっても、契約相手先が替わる可能性があることを前提として、 緊張感をもった価格交渉を行う べきである。				
20	作業の要否を判断する基準の設定	山本委員	第60回 (R5.1.27)	第62回 (R5.9.27)	第64回 (R6.6.12)
	頻度や時期が決まっていない分解点検等の作業について、 不必要なものに国費を投じたとならないように、ある程度の基準を設ける べきである。				
21	継続性のある契約における低入札	野村委員	第61回 (R5.6.14)	第63回 (R6.2.28)	第65回 (R6.9.25)
	継続性のある契約について、 先行契約を受注した企業が自社に有利な調査結果等を提出できないような仕組み作りが必要 である。また、応札企業の思惑を深く推察し、 切り分けの是非を慎重に判断すべき である。さらには、先行契約を安く締結できても、継続性のある 一連の契約トータルで適正価格となっているか、参考見積の段階から検証が必要 である。				

第58回以降の委員からのコメント一覧

グレーハッチング : 30項目 : 完了済
 黄ハッチング : 4項目 : 今回フォローアップ完了
 緑ハッチング : 3項目 : フォローアップ未完了
 オレンジハッチング : 8項目 : 対応未完了

No	指摘内容	委員	指摘回	対応完了	フォローアップ完了
22	契約締結後の履行管理及び品質管理	野村委員	第62回 (R5.9.27)	第63回 (R6.2.28)	第66回 (R7.2.6)
	<p>安値で契約を受注した企業は、他の契約とのトータルで利益計算をする可能性がある。品質を落とされた契約履行がされていないかを常時確認・評価できるように発注者側のスキルアップが重要である。</p>				
23	物価上昇を契約に反映させる方法の検討	山本委員	第62回 (R5.9.27)	第63回 (R6.2.28)	第65回 (R6.9.25)
	<p>労務費単価や材料費等の上昇が見込まれる案件について、契約金額に反映させるための方法を検討すること。</p>				
24	切り分け検証のフォローアップ及び改善	石田委員長	第62回 (R5.9.27)	第65回 (R6.9.25)	第66回 (R7.2.6)
	<p>過去の切り分け検証を踏まえて切り分けを実施した結果、契約金額の上昇を招いたことを踏まえて、過去に切り分け検証の対象になった複数年契約の次回契約締結に際して、その分割の是非について検討を行うこと。</p>				
25	緊急契約における契約審査委員会の役割の明文化	熊谷委員	第62回 (R5.9.27)	第63回 (R6.2.28)	第65回 (R6.9.25)
	<p>緊急契約における契約審査委員会の役割について、マニュアル等上で明らかとされていないため、これを整理し明文化すること。</p>				
26	受注者の下請企業に対する適切な価格転嫁について	野村委員	第63回 (R6.2.28)	第65回 (R6.9.25)	第66回 (R7.2.6)
	<p>昨今の物価上昇に伴い、機構の受注者の下請企業に対しても労務費等の適切な価格転嫁が行われているか、注意を向ける必要がある。</p>				
27	契約毎の特徴の把握	幕田委員、関口委員	第63回 (R6.2.28)	第66回 (R7.2.6)	
	<p>契約種別ごとに価格査定のポイントが異なるという認識を持つことが必要である。単に同様の製品・サービスを提供する事業者間で金額を比較するだけでなく「他の契約種別と比べての利点は何か」という観点からも査定を行うべきである。また、専門的な役務の提供については、世間相場や一般的な事柄を把握し、適切な履行管理と品質の確保に努めることが必要である。</p>				
28	低入札価格調査結果を踏まえた判断基準の設定検討	山本委員	第63回 (R6.2.28)	第66回 (R7.2.6)	第67回 (R7.6.4)
	<p>低入札価格調査を一度行った上で、極端な場合に失格基準を設けている自治体等もあることから、低入札価格調査を踏まえた判断基準を設定することについて将来的に検討してほしい。</p>				

第58回以降の委員からのコメント一覧

グレーハッチング : 30項目 : 完了済
 黄ハッチング : 4項目 : 今回フォローアップ完了
 緑ハッチング : 3項目 : フォローアップ未完了
 オレンジハッチング : 8項目 : 対応未完了

No	指摘内容	委員	指摘回	対応完了	フォローアップ完了
29	受注先が限定的な契約の今後の対応	関口委員	第64回 (R6.6.12)	第66回 (R7.2.6)	第67回 (R7.6.4)
	原子力機構の契約には、 特殊で専門性の高い業務を委託するものが多数あるが、それゆえ受注企業が非常に限定的 になっている。今後、このような業務についてどのように向き合っていくのか。				
30	価格交渉における企業の申し出理由の判断	野村委員	第64回 (R6.6.12)	第66回 (R7.2.6)	第69回 (R8.2.27)
	価格交渉において、交渉相手の企業が「今の金額が限界値である」と申し出の場合があるが、その申し出の妥当性判断が曖昧である。 申し出の妥当性を判断した根拠 があることが望ましい。				
31	参考見積の徴取に当たって留意すべきこと	幕田委員	第64回 (R6.6.12)	第66回 (R7.2.6)	第69回 (R8.2.27)
	参考見積を出してくれる社が1社しかなく、かつ同社が応札を予定していると考えられるとき、 適正な予定価格を算定するための方法 としてどのようなことが考えられるか。				
32	競争性がなく蓋然性が高い案件の交渉方法	関口委員	第65回 (R6.9.25)	第66回 (R7.2.6)	第67回 (R7.6.4)
	競争性がなく蓋然性が高い案件は、先方にバーゲニングパワーがあると言える。先方からの辞退を避けるべく、 交渉材料を分析 することが必要である。				
33	適切な評価結果を算出するための検討	野村委員、山本委員	第65回 (R6.9.25)	第66回 (R7.2.6)	第68回 (R7.10.23)
	最高点と最低点で大きな点差が生じた場合、最高点、最低点に引っ張られ、異常な数値が算出される可能性があるのではないかと。総合評価落札方式の場合、技術点よりも価格点が優先されていることがあり、適切な評価となっていないのではないかと。このように 偏向的な評価とならないよう検討すべき である。				
34	特命クライテリアの適切な設定方法	熊谷委員	第65回 (R6.9.25)	第66回 (R7.2.6)	第69回 (R8.2.27)
	特命クライテリアについて、本質的な項目を適用すべきである。 例えば、補助事業で行う案件の場合、国へ交付申請の提出・国から交付決定がなされているものであるため、特命クライテリア1(1)④「国、地方公共団体等との取決めにより、契約の相手方が定められているもの」を適用しているが、当該事業は当該企業しか受注できない事情を踏まえて交付申請をしていることから、特命クライテリアは「当該契約を履行できる唯一の企業」といった項目を適用させるべきである。				
35	技術審査の第三者視点	関口委員	第66回 (R7.2.6)	第67回 (R7.6.4)	第68回 (R7.10.23)
	技術審査の際に、請求元とは全く別の部署を審査員として採用し、 真に公平な審査がなされるようにすべきである。				

第58回以降の委員からのコメント一覧

グレーハッチング : 30項目 : 完了済
 黄ハッチング : 4項目 : 今回フォローアップ完了
 緑ハッチング : 3項目 : フォローアップ未完了
 オレンジハッチング : 8項目 : 対応未完了

No	指摘内容	委員	指摘回	対応完了	フォローアップ完了
36	労働者派遣契約の在り方	関口委員	第66回 (R7.2.6)		
	職員等の直接雇用者が実施すべき業務と請負や派遣に委ねる業務の整理 を行い、組織全体をコントロールすること。				
37	事後的な競争性の確保	野村委員、熊谷委員	第66回 (R7.2.6)		
	他拠点や他の政府機関における 同様の調達物の納入実績を確認 し、事後的な競争性の確保につなげること。				
38	敦賀事業本部事務所等除雪作業・ふげん構内除雪作業に係る案件の性質を考慮した契約方式の選定	小島委員	第67回 (R7.6.4)	第68回 (R7.10.23)	第69回 (R8.2.27)
	案件の性質を考慮し、 競争性の有無を想定して 適切な契約方式を選定すること。				
39	参考見積額の乖離	山本委員	第67回 (R7.6.4)	第68回 (R7.10.23)	
	参考見積額に大きな差額が生じている場合、一般的にはいずれかの業者が仕様書の内容を正しく理解していない可能性がある。 業者が仕様書の内容を正しく理解できるよう努めること。				
40	定期的に調達する物品の発注方法	熊谷委員	第67回 (R7.6.4)		
	複数の部署で毎年購入する備品等については、 一括契約や単価契約を検討し、合理的な金額で契約締結を行うこと。				
41	契約手続き迅速化による応札者の確保	石田委員長	第68回 (R7.10.23)		
	請求元が下見積もりを取得してから契約締結までの期間が長く、その結果、業者が下請け業者を確保できず入札に参加できなかった。 契約手続きを迅速化すべきである。ただし、応札者を狭めることのないよう配慮して適切に合理化すること。				
42	適切な仕様書の作成について	小島委員、山本委員、大久保委員	第68回 (R7.10.23)		
	契約請求にあたっては、 真に必要な内容であることを確認したうえで、その仕様については、より具体的かつ明確に示すものとし、機構と受注者双方にとって必要な情報を示すこと。				

第58回以降の委員からのコメント一覧

グレーハッチング : 30項目 : 完了済
黄ハッチング : 4項目 : 今回フォローアップ完了
緑ハッチング : 3項目 : フォローアップ未完了
オレンジハッチング : 8項目 : 対応未完了

No	指摘内容	委員	指摘回	対応完了	フォローアップ完了
43	複数者見積取得の徹底	小島委員	第68回 (R7.10.23)		
	随意契約の場合で他社の応札意思が確認できた場合は複数見積もりを取得し、 競争原理を維持すべきである 。仕様書等をダウンロードした業者へ声掛けするなどして、複数見積書を取得すること。				
44	社会的責任と持続可能性に配慮した発注を行うために	関口委員	第68回 (R7.10.23)		
	今後、全国的に原子力に関する発注に加え、宇宙や防衛に関する発注が増加する傾向にある。 業者の言い値にならないよう文科省等から情報を得ながら交渉戦術を培い 、適切に予定価格を設定し、社会的責任と持続可能性に配慮した発注を行うこと。				
45	受注者の減少を見据えた発注単位の設定	野村委員	第68回 (R7.10.23)		
	今後、人手不足により原子力施設等の特殊なエリアの工事を受注する業者が減少すると予想される。 多少コストがかかっても、分割発注を継続的に行うことで、応札者を拡大できる可能性があるため、将来に向けて検討すること。				

今回フォローアップ完了とする4項目

No	指摘内容	委員	指摘回	対応完了	フォローアップ完了
30	価格交渉における企業の申し出理由の判断	野村委員	第64回 (R6.6.12)	第66回 (R7.2.6)	第69回 (R8.2.27)
	価格交渉において、交渉相手の企業が「今の金額が限界値である」と申し出ることがあるが、その申し出の妥当性判断が曖昧である。 申し出の妥当性を判断した根拠 があることが望ましい。				
31	参考見積の聴取に当たって留意すべきこと	幕田委員	第64回 (R6.6.12)	第66回 (R7.2.6)	第69回 (R8.2.27)
	参考見積を出してくれる社が1社しかなく、かつ同社が応札を予定していると考えられるとき、 適正な予定価格を算定するための方法 としてどのようなことが考えられるか。				
34	特命クライテリアの適切な設定方法	熊谷委員	第65回 (R6.9.25)	第66回 (R7.2.6)	第69回 (R8.2.27)
	特命クライテリアについて、本質的な項目を適用すべきである。 例えば、補助事業で行う案件の場合、国へ交付申請の提出・国から交付決定がなされているものであるため、特命クライテリア1 (1) ④「国、地方公共団体等との取決めにより、契約の相手方が定められているもの」を適用しているが、当該事業は当該企業しか受注できない事情を踏まえて交付申請をしていることから、特命クライテリアは「当該契約を履行できる唯一の企業」といった項目を適用させるべきである。				
38	敦賀事業本部事務所等除雪作業・ふげん構内除雪作業に係る案件の性質を考慮した契約方式の選定	小島委員	第67回 (R7.6.4)	第68回 (R7.10.23)	第69回 (R8.2.27)
	案件の性質を考慮し、 競争性の有無を想定して 適切な契約方式を選定すること。				

フォローアップ未完了な3項目の対応状況

グレー矢印：前回までの進捗
赤矢印：今回の進捗

No	指摘内容	委員	指摘回	対応の方向性		具体的対応方法			対応完了	フォローアップ
				検討中	対応済	今後検討	今後具体的に展開	対応済		
10	応札者拡大に向けた新たなアイデア	野村委員	第59回 (R4.9.21)						第65回 (R6.9.25)	第70回以降
<p>一般的内容の契約であっても原子力に関わる契約であることが要因となり、応札者拡大になかなか結びつかない現状にある。一例として、自治体等との協力の下、新たな発想による契約を実施するなどの検討が必要である。</p>										
27	契約毎の特徴の把握	幕田委員、関口委員	第63回 (R6.2.28)						第66回 (R7.2.6)	第70回以降
<p>契約種別ごとに価格査定のポイントが異なるという認識を持つことが必要である。単に同様の製品・サービスを提供する事業者間で金額を比較するだけではなく「他の契約種別と比べての利点は何か」という観点からも査定を行うべきである。また、専門的な役務の提供については、世間相場や一般的な事柄を把握し、適切な履行管理と品質の確保に努めることが必要である。</p>										
39	参考見積額の乖離	山本委員	第67回 (R7.6.4)						第68回 (R7.10.23)	第70回以降
<p>参考見積額に大きな差額が生じている場合、一般的にはいずれかの業者が仕様書の内容を正しく理解していない可能性がある。企業が仕様書の内容を正しく理解できるよう努めること。</p>										

対応未完了な 8 項目の対応状況

グレー矢印：前回までの進捗
赤矢印：今回の進捗

No	指摘内容	委員	指摘回	対応の方向性		具体的対応方法			対応完了
				検討中	対応済	今後検討	今後具体的に展開	対応済	
36	労働者派遣契約の在り方	関口委員	第66回 (R7.2.6)						第70回以降
<p>職員等の直接雇用者が実施すべき業務と請負や派遣に委ねる業務の整理を行い、組織全体をコントロールすること。</p>									
37	事後的な競争性の確保	野村委員、熊谷委員	第66回 (R7.2.6)						第70回以降
<p>他拠点や他の政府機関における同様の調達物の納入実績を確認し、事後的な競争性の確保につなげること。</p>									
40	定期的に調達する物品の発注方法	熊谷委員	第67回 (R7.6.4)						第70回以降
<p>複数の部署で毎年購入する備品等については、一括契約や単価契約を検討し、合理的な金額で契約締結を行うこと。</p>									
41	契約手続き迅速化による応札者の確保	石田委員長	第68回 (R7.10.23)						第70回以降
<p>請求元が下見積もりを取得してから契約締結までの期間が長く、その結果、業者が下請け業者を確保できず入札に参加できなかった。契約手続きを合理化し、迅速化すべきである。ただし、応札者を狭めることのないよう配慮して適切に合理化すること。</p>									
42	適切な仕様書の作成について	小島委員、山本委員、 大久保委員	第68回 (R7.10.23)						第70回以降
<p>契約請求にあたっては、真に必要な内容であることを確認したうえで、その仕様については、より具体的かつ明確に示すものとし、機構と受注者双方にとって必要な情報を示すこと。</p>									

対応未完了な8項目の対応状況

グレー矢印：前回までの進捗
赤矢印：今回の進捗

No	指摘内容	委員	指摘回	対応の方向性		具体的対応方法			対応完了
				検討中	対応済	今後検討	今後具体的に展開	対応済	
43	複数者見積取得の徹底	小島委員	第68回 (R7.10.23)						第70回以降
<p>随意契約の場合で他社の応札意思が確認できた場合は、複数見積もりを取得し競争原理を維持すべきである。仕様書等をダウンロードした業者へ声掛けするなどして、複数見積書を取得すること。</p>									
44	社会的責任と持続可能性に配慮した発注を行うために	関口委員	第68回 (R7.10.23)						第70回以降
<p>今後、全国的に原子力に関する発注に加え、宇宙や防衛に関する発注が増加する傾向にある。業者の言い値にならないよう文科省等から情報を得ながら交渉戦術を培い、適切に予定価格を設定し、社会的責任と持続可能性に配慮した発注を行うこと。</p>									
45	受注者の減少を見据えた発注単位の設定	野村委員	第68回 (R7.10.23)						第70回以降
<p>今後、人手不足により原子力施設等の特殊なエリアの工事を受注する業者が減少すると予想される。多少コストがかかっても、分割発注を継続的に行うことで応札者を拡大できる可能性があるため、将来に向けて検討すること。</p>									